

解説 2

災害と政治—仙台藩 12 代藩主・伊達斉邦の動向と人事から見る

佐藤 大介

はじめに

別所万右衛門の記録の特筆すべき点として、前述した飢饉状況とも関連しながら、天保飢饉下における藩役人の人事とその評判が記録されている。さらにこの人事と関連しつつ「屋形様」、すなわち伊達家 12 代藩主・伊達斉邦（1817-43）の動向と、それに対する万右衛門や藩士・領民層の認識についても詳細な記載が見られる。このうち、万右衛門の記録に見られる人事関連記事の内、奉行（他藩の家老に相当）、財政の総責任者である出入司（同・勘定奉行）、地方行政を統括する郡奉行の就任者の変遷と履歴を、本稿末の附録 1 にまとめた。あわせて、関連する人物の略歴についても附録 2 にまとめた。天保期の官僚個人の動向については、前述したような史料状況もあり、現時点では主として二次的な編纂物を利用する形になってはいるが、大まかな傾向を把握することは可能であろう。

仙台藩の官僚人事については、齋藤鋭雄氏が近世前期について⁽¹⁾、天明 3 年（1783）から寛政九年（1797）のいわゆる仙台藩寛政改革期について J.F.モリス氏⁽²⁾がその変遷を明らかにしている。しかし、19 世紀以降については、『伊達治家記録』が前述したような編纂状況であることに加え、禄高 100 石以上の藩士について家譜を編纂した『伊達家世臣家譜』についても、寛政 6 年（1794）に成立した正編の補遺にあたる『伊達家世臣家譜続編』の下限が文政 7 年（1827）であることもあり、天保期以降については断片的に残された史料から復元してゆく必要がある。

また、仙台藩伊達家では 8 代藩主斉村（寛政 8 年 22 歳没）、9 代・周宗（文化 9 年 17 歳没）、10 代・斉宗（文政 2 年 24 歳没）、11 代・斉義（文政 10 年 30 歳没）、さらに本稿で検討する 12 代斉邦（天保 12 年 24 歳没）も含め早世が続いた。治世の短さに加え、近世後期藩政の一般的な状況として指摘される藩官僚制の進展というイメージが先行しているためか、藩主の動向についても具体的な検討はなされていない。

万右衛門が記載した関連情報は、このような天保期仙台藩政史における問題を解明する手がかりとして示唆を含んだ内容を有している。ここでは特に藩主・伊達斉邦の動向を軸にししながら、人事の変遷とその背景について考察してみることにしたい。

なお、本稿での史料についても、注記のないものはすべて「天保凶歳日記」からの引用である。

1 若き藩主の登場—天保4・5年飢饉と仙台藩政

天保4年の藩主下向と芝多の罷免

伊達家一門の登米伊達家・伊達長門宗充の嫡子であった幸五郎は、文政10年(1827)、斉義の病にともない、幕府との交渉を経て、斉義の庶子とされて藩主を継ぐこととなった。同年11月27日、斉義が30歳で没すると、翌12月には遺領の相続を認められている。文政11年(1828)年2月には將軍徳川家斉から一字を与えられて「斉邦」と称したのである⁽³⁾。

仙台藩伊達家相続者としての地位が確定した当時、斉邦は10歳であり、当初は6代藩主伊達宗村の9男で、8代藩主周宗の後見役も務めた幕府若年寄・堀田正敦(近江堅田藩主)が後見人として政治を補佐することとされた。天保2年(1831)の従四位・左近衛中将への昇進は、仙台藩側の幕府への働きかけと堀田正敦の存在が大きかったとされる⁽⁴⁾。しかし、堀田が天保3年(1832)6月に死去すると、斉邦は自ら藩主としての政務を志向するようになる。翌4年3月には「諸士へ自今以後自ら国政を聴き、儉約を令し精勤すべきを命」じたのであった⁽⁵⁾。この点はこれまで全く注目されていなかったが、斉邦が親政への志向を示した直後に訪れたのが天保4年の天候不順であった。

凶作が確実視されつつあった同年6月時点で江戸に参勤していた斉邦は、解説1で述べたように、領内の寺社に祈祷を命じていた。一方、領内では秋の米穀不足を見越した形で米価が高騰、それに対する出入司・小松新治と芝多対馬による米価対策も失敗し、藩執行部への批判が高まる状況にあった。そのような中、10月12日には奉行の芝多対馬が斉邦に江戸出府を命じられている。その理由について万右衛門は、国元での不作状況に関する報告が不十分なため、芝多が藩主の不興を買ったためだとしている。さらに斉邦がこれとは別に、佐々布伊織(伊達家着座・伊具郡金山の佐々伊織を指すか)を国元に遣わして「諸事聞届」させ、伊織が10月下旬に出府したという風聞もあったという。伊織の派遣についても斉邦へ「実事」を報告しなかったためだとされ、道中では芝多対馬の人足と出会って「脇道」して国許の様子を把握しようとしたという風聞であった。藩主による政治刷新への期待が高まっていたのであった。

斉邦は、10月20日付で、自ら今後3年間の儉約令と、それによって捻出した資金など1万1300両を「四民御救助」のため下賜する旨を通達している。凶作と米価高騰に動揺する人心を、自ら儉約の範を示し、さらに手当支給で和らげようとしたのであった。

斉邦下向が伝わった同年 11 月 15 日、万右衛門は仙台北城下の落文を記している。「御奉行 藪目 評ニ曰、にらみ所諸事見当か違フ」、「出入司 近目 よふよふ近所利ハ見得候へ共 遠所利ハ不見得故多万人ヲ殺」などと、芝多、小松も含めた藩執行部に対する批判が高まる状況であった。そのような状況を踏まえ、斉邦は入国直前の 11 月 18 日付で手当金支給と向こう 3 ヶ年の儉約令を改めて触れ出している。同時に、「御大切之御時節」であるので、藩政に関して「心付」があれば遠慮なく「存寄之旨」を申し上げ、家中が一致して「御国家御静謐」を目指して精勤すべき旨を触れだしている。目下の危機に際し、斉邦は家中の広範な議論を通じて解決策を模索しようとしたのであった。

斉邦が 10 泊 11 日の行程で国元に下向し、仙台北城下町に入国したのは同年 11 月 25 日のことであった。万右衛門は行列の長さが「常年」の 3 分の 1 ほどであるという世評や、4～5 分の 1 ほどしかいない見物人、さらに疲労の色が濃く勢いにかける足軽や旗本衆の様子を記している。斉邦の入国については、江戸で発した儉約令を実践していることを示すべく、あえて万右衛門が記したような印象を与える形で対応したものだということであろうか。

斉邦の入国について、万右衛門は同日の項で「四民御救助」のためだとして、「御国民一統」が歓迎したと評価している。万右衛門が「四民」と「御国民」を同義で用いていることは、寛政改革期に登場したとされる、藩士と領民の身分を越えて一体的な存在にとらえようとする認識⁶⁾が、化政期を経て天保の凶作下という危機的な状況で再度登場するという一例として注目される。その一方で、万右衛門は「当時執権之御奉行衆」や、「出入司之小松新治」が、「諸事」を「小商人之腹中」のように取り計らっており、藩主の思い通りに事は進まないだろうと悲観していたのであった。斉邦への期待の一方、これまで藩政を取り仕切ってきた芝多対馬ら奉行衆や小松新治に対して、若年の藩主がどのような対応をするか、期待と不安の入り交じった心情でその動向を注視していたことがうかがえる。

そのような中で、天保 4 年 12 月 1 日、芝多と小松に罷免が言い渡された。翌 2 日朝に情報を得た仙台北城下町では、「市中之童子」までもが情報を知り、このような状況は始めて見たと万右衛門が描写するほど喜びを爆発させたのであった。芝多の政治運営は領民からは「民をしゐるだけ、私欲之取行、絶言語申候」ととらえられていた。若き藩主・斉邦は、芝多と小松を批判する領内の世論に応えたのであった。

藩主家と世論—斉邦の和歌

万右衛門は、天保 5 年正月に斉邦および「大御前様」、前藩主斉義の正室だった真明院（芝姫）による和歌を記している。1 月 13 日に仙台北城で披露された斉邦の和歌は 2 首で、領民の困苦を憂い、米穀の確保を待望するという内容に、居合わせた人々が感涙したと万右衛門に伝わっている。真明院の 2 首は江戸で詠まれたもので、原史料の虫損で詞書に判読不明があるが、

ここでも領民への労りともに、「若けれど、さかさか敷、ミつからまつりことして、蔵を開き、民をにきわし」していると、若年ながら才知ある斉邦が自ら領民救済を主導していると高く評価されているのであった。

これと関連して、志田郡新沼村（宮城県大崎市）の天保飢饉記録⁽⁷⁾の天保4年11月下旬の事項として、同年8月の在府中に斉邦が詠んだという「古郷の 秋を思えば 長月の 照るかけさへも 見る空そなき」という一首が記されている。これについては、国元の凶作に「御心痛し、夜ごとに「御快寝」出来なくなった斉邦が、十三夜の月を見て詠み、「江戸中大に広まり候由」と、江戸市中で評判を呼んでいたとされる。この和歌に触れた領民たちが、「当御十七歳」ながら「御家中」や「民間」をいたわり、下向するやいなや「下々民間の者」までも救済が行き届いているとして「誠に民の父母」というべき「賢君」であるとの評判が立ったという。万右衛門ら下級藩士と領民の双方とも、和歌を通じて斉邦の親政に対する意識に触れて、心服していくという受容の構造を指摘することが出来よう。

斉邦の和歌について注目したいのが、和歌が流布した時期と斉邦の政治動向との関連性である。天保4年8月の和歌は、11月28日の斉邦下向と軌を一にするような形で、江戸市中で評判となっているとの情報と共に伝わってきている。また天保5年正月の和歌については年始儀礼ということもあろうが、後述するように同月11日に諸事を5年間10万石の格式で取り扱う旨の儉約令が斉邦より「御直筆」で通達された直後の出来事であった。斉邦の親政志向という視点からは、斉邦へ下級藩士や領民の期待が高まる中で、斉邦自身も具体的な政策とあわせ、自らの心情を和歌に託して披露することで信頼の確保を試みた。そのことを背景に、奉行衆ら藩官僚たちに対峙しようとした、と解釈することも可能であろう。

郡方役人の刷新

天保5年2月15日には、郡奉行などの大きな異動があった。前述したように1月28日に郡奉行に任命された伊東泰輔（太輔）、若林三郎左衛門が奉行への直訴を理由に罷免されたのを皮切りに、1月17日に「郡方吟味役」に指名された古山七左衛門、四竈勝三郎、荒井東吾、白石升の四名の内、白石を除く4名が罷免または病気逼塞を命じられている。一方、伊東らと同時に郡奉行に就任した服部伊左衛門については、「若林等之吟味同意」しながらも、城下町周辺地域の担当を指すと思われる「城下取切」の郡奉行に転任する形で留任するというものであった。

万右衛門の記録に記された状況との関連で注目されるのが、天保5年3月に斉邦が奉行衆に示した6か条の挨拶書である⁽⁸⁾。冒頭で斉邦は、自ら「若輩不徳之身」であることを認めつつも、芝多対馬の罷免を機に、「去春」の通達通り「撰挙等を始、御国務」は「我等（斉邦・筆者注）直々世話」と、改めて親政への志向を明示した。そのため、意見書の提出も積極的に求

めている。提出に際しては「順」を経て奉行衆から提出する場合でも「印封」のままとする一方、「順ヲ以難差出分」は、奉行衆が忌避感を示していた近習目付経由での提出も認めるとした。そのことで「言路も開」けて藩内での議論が活発化し、斉邦が直接「下情」に通じることのできるこの上ない方法だと主張したのである（第1条）。さらに、服部伊左衛門の留任にも斉邦の意向が大きく影響していた。（第2条）。斉邦の「内意」による服部の慰留について、奉行衆は彼らを頂点とする藩政機構と、藩主の内意という形で意思形成過程が「内外政治二別」に分裂するとの懸念を示していた。これに対し斉邦は、服部を「手元」で使い「人物之程」を試したところ「郡村之義委敷心得」と領内在村の事情に精通していたため、奉行衆も同意の上で「撰挙」したと主張した。その上で「内意」による慰留は奉行衆も行っており、懸念には全く及ばないとしたのであった。

斉邦の挨拶書からは、これに先立って奉行衆が「別人取替候様致度」（第7条）と、辞職をちらつかせながら意見書を提出した状況があった（第6条）。斉邦はこれを叱責する一方で、冒頭では奉行衆を初めとする役々の「職分」までも「我等自身執行」するわけではなく、藩主と藩官僚の間での「分段」を重視して「職分」を明確化するとしていた。藩政運営における官僚機構の存在は不可欠な前提としており、その中で腹藏なく議論することで「一和」することができるという認識を示していたのであった。とはいえ、斉邦は意見書の取扱や人事について、奉行衆の意見を事実上拒否している。斉邦の強い親政志向は、奉行衆との緊張関係を引き起こしていたのであった。

斉邦の挨拶書に対しては、同月に奉行衆が提出した請書が残されている⁹⁾。藩主親政を受け入れたということだろうが、万右衛門の記録には近習目付の矢野甚左衛門（500石 平士）をめぐる興味深い動向が記される。天保5年2月1日の時点で斉邦に対する「上訴」の取次を積極的に行っていた矢野は、同年5月1日には罷免された。その理由として、万右衛門は家中が「力落」とともに、矢野が斉邦に「忠信」に仕えたことで、終に「上ノ間御奉行衆より、そねみを受」けたと、奉行衆の意向によるものだと評価していた。万右衛門の評価や斉邦と奉行衆との関係をふまえれば、藩官僚機構を通さずに積極的な意見徴集を計る斉邦に対し、奉行衆の抵抗がなお続いていたことを示す事例として注目される。

人事刷新の背景－芝多対馬と「芝多派」官僚たち

ところで、城下町住民に加え万右衛門ら下級藩士からも厳しく批判されていた芝多や小松はどのような人物であったのだろうか。この時期の藩政を把握するためには、批判の対象となった両者の政治的立場をも把握しておくことが不可欠である。附録2にまとめた役人衆の履歴も参照しながら確認してゆくことにする。

まず芝多対馬（附録2／6番、以下数字のみ示す）であるが、10代藩主伊達斉宗、11代伊

達斉義の 2 人の藩主と密接な関係を築いていたことがわかる。文政 5 年（1822）11 月に奉行職に就任した後、翌 6 年には幕府からの御手伝普請の惣奉行として功績を挙げ、将軍から褒賞を受けている。その結果、伊達斉義から「財用及郡村之事」を委任されるに至っていた。藩主の早世が続く中で、芝多は藩主からの信頼を得て行政を総括する立場にあったのである。天保 4 年時点で藩政の指揮を執っていたのは芝多だと認識されていたことが、彼への激しい批判の背景であった。

一方で注目されるのが、芝多対馬の任免と密接に関連して異動していた役人たちの存在である。具体艇には、前述した出入司の小松新治（11）に加え、若林三郎左衛門（26）、伊東太輔（27）、荒井東吾（37）、古山七左衛門（38）、白石升（39）といった人々が挙げられる。附録 1 には現れていない人事も含めて確認すると、天保 5 年 1 月 15 日に若林と伊東が郡奉行を任命された直後の同月 21 日には、荒井東吾、古山七左衛門、白石升および四竈勝三郎（「伊達家世臣録」では大番士・禄高 42 石）とともに郡方吟味役に任命されている。彼らは、同年 2 月 1 日の若林・伊東の罷免に伴い、白石升を除いて役を免じられているが、芝多が奉行職に復帰後の天保 11 年（1840）10 月 28 日には荒井、古山、白石の三名がそろって「芝多大夫之存慮」により郡奉行に就任していた（後述）。彼らの禄高は、若林を除き全員 100 石以下であり、小松については俸禄取りから出入司にまで累進したと考えられる。

禄高とともに注目されるのが、彼らの多くが民政や地方行政に意を尽くした存在としての人物像が伝えられている点である。このうち、万右衛門の記録からは伊東太輔の天保 4 年から 5 年にかけての活動と世評を明らかにすることが出来る⁽¹⁰⁾。天保 4 年時点で町奉行を務めていた伊東は、城下町商人たちからの御用金調達に関わっている。同年 8 月 25 日の記事に記された伊東の御用金調達は、役宅となっていた伊東の屋敷で町役人から商人たちへの御用金が要請される様子を「一間置」の部屋でうかがい、割付られた金額の調達を渋る商人は受諾するまで帰宅させないという強硬なものであった。天保 4 年 9 月の項には「少しも金子持居候ものハ、咎人之様ニ被取拵、痛迷惑ニ相成、借金沢山難渋之人々ハ、大悦ニ而、粥も不食善政ノ事ニ相成申候」と、少しでも金子を所持していれば「咎人」のように取り扱い、その「痛迷惑」に関わらず没収する政策が歓迎されていたことが記される。伊東は、小松と芝多が罷免されたのと同じ 12 月 1 日に罷免されているが、町方では「大ニ力落ニ相聞得申候」と転役を惜しむ声が多かったという。翌 5 年 1 月 15 日に郡奉行に任命された伊東は、今度は郡村百姓救済のため、若林三郎左衛門とともに奉行の石田定之丞に夜を徹して直接談判し、2 月 1 日に若林とともに罷免されていた。伊東については、伊達家一族の中島播磨（意時、1682 石）が、天保 9 年頃の意見書⁽¹¹⁾でその能力を高く評価し、小録ではあるが藩主の「御側」、出入司、やがては「執政」（奉行）にまで登用すべき人物として挙げられている。その後、安政 2 年（1855）8 月には、中島と芝多対馬常則の強い推挙で出入司にまで登用されている。この際には「他所町人相

手ニ付、町々寄合を企金主引付、大金御借入相弁候由」と、詳細は不明だが他領商人からの調達金確保をめぐる失政を追求され、わずかの期間で罷免されていた。この際、中島と芝多も責任を問われ蟄居を命じられている⁽¹²⁾。

また、荒井東吾については、藩の赤子養育仕法の実務や代官として地方行政に関わっていたことが確認される。その中で、現存が確認されているだけで 21 通の意見書を作成しており、このうち天保 7・8 年飢饉下においては、代官として領内の復興に従事しつつ、藩官僚として求められる藩主家財政への貢献と、飢饉からの復興のための地域振興との両立を、儒教の「均の理念」を援用して、領主と領民間での適切な富の配分を実現することを提案した人物であった⁽¹³⁾。荒井も安政元年（1854）8 月には出入司に昇進している。

また、前述した人々の間には相互の交流もあったことがうかがえる。この点で注目されるのが、小松新治が天保 5 年に作成した意見書「古伝秘録」⁽¹⁴⁾である。仙台藩の買米専売制の概要を記した史料として利用されることの多かったこの意見書は、本質的には買米制立て直しのため本金（現金）確保について献策したものであった。この「古伝秘録」は、芝多の登用した人々の間で引き継がれていったことが同書の奥書から判明する。天保 4 年 12 月 1 日に小松が出入司を罷免された後、藩主の近習目付であった矢野甚左衛門（前述）は内容を評価して伊達斉邦の上覧に供そうとした。しかし矢野も天保 5 年（1834）5 月 1 日に罷免されたため、廃棄しようとしたところを古山七左衛門が引き継いだという。現存する「古伝秘録」（宮城県図書館所蔵）は、耕地復興に関する一連の経緯に関して古山が「自己之勘弁」（後述）を書き加えたものを、「己未年」（安政 6 年・1859）に若林輔（友輔／三郎左衛門）が筆写したものであった。

内容の詳細については別稿⁽¹⁵⁾に譲るが、「古伝秘録」の中で小松は江戸廻米による利益減少の補填を、領内でのさらなる買米強化で乗り切ろうとする文化文政期までの政策を批判していた。その一方、小松は天保 2 年（1831）以降、刈田郡黒森鉾山の開発を実施している。投機的なイメージの強い鉾山開発ではあるが、米穀確保をめぐる領主・領民の利害対立を回避しながら正金を確保しようとする一つ的手段としては合理的だともいえる。とすれば、天保 4 年 8 月に小松新治が実施した買米についても、安米販売による窮民対策を行っていることとも合わせ、単に藩財政を潤すための飢餓移出であったと評価することはできない。藩財政の再建と領民保護の両方を追求しようとする対応の一つということであろう。「古伝秘録」の伝来は、天保飢饉以前からの重要な政策課題であった藩財政の立て直しを、郡村の実情をふまえて実施しようとする意識が「芝多派」官僚の間で共有され、幕末期まで影響を及ぼしていったことを示唆するものだといえよう。

以上の事実からは、藩主の委任を受けた芝多が、家格や禄高にとらわれず有能な役人を積極的に登用していたことをうかがわせる。仙台藩の官僚機構およびその人材登用については、十分な実証研究のないまま、幕末の政局や戊辰戦争における仙台藩の動向を念頭に門閥官僚が支

配する停滞的な藩政像が描かれてきた⁽¹⁶⁾。しかし、18世紀末には出入司以下の要職について家格・禄高にとられない人事が実現していたことが明らかにされ、このようなイメージは払拭されつつある⁽¹⁷⁾。とはいえ、仙台藩寛政改革期に官僚の能力でもっとも重視されていたのは藩主家財政への貢献であり、たとえ領内の混乱をもたらしても、逆に加増などで評価される場合もあったという。これに対し、19世紀前半には、登用された役人たちの事跡からの推測ではあるが、領内の民政と財政との両立に配慮した政治運営が模索されていたと考えられる。その中で、伊東太輔のような微禄の下級藩士を、藩官僚制の頂点である奉行職に押しあげようとする動きも見られたのである。幕末の雄藩となる西南諸藩とも共通するような人材登用の状況であり、天保期の仙台藩政が、固有の政治課題をふまえ新たな政治運営のあり方を模索していたことを一連の人事動向は示唆しているといえよう。

そのような動向とは裏腹に、芝多対馬は万右衛門ら家中、さらには領民から激しい批判を受け、奉行の座から降りることになった。このことは、天保期の仙台藩政が、その政策運営において世論への対応を不可欠な要素としていたことを示している。芝多対馬と小松新治の罷免から始まる一連の人事については、親政を志向する斉邦が世論を背景にしながら、前藩主以来の芝多対馬の影響排除を目指した動きだとみてよいだろう。その過程で、伊東太輔のように町奉行や郡奉行として領民の救済に尽力し、城下町住民からも信頼を得ていながら罷免される役人もいた。とはいえ、伊東の罷免はあくまで芝多との関係が問題にされたということであろう。斉邦による服部伊左衛門の慰留に関する事情からは、いかなる政治路線であろうとも、飢饉下の危機に直面する中で民政の実情に通じた有能な役人は必要不可欠な存在になっていたことを示している。いいかえれば、仙台藩では1830年代の時点で、いかなる政策路線を採用しようとも対応しうるだけの実務官僚層が形成されていたのであった。

2 「改革」と災害—天保7・8年飢饉前後の人事と藩政

天保5年儉約令と蔵元商人の交代

天保5年1月11日、斉邦は「御直書」により、向こう五年間諸事を10万石の格式で取り扱い、役料や諸入料を削減する旨の儉約令を発している。この儉約令については、藩主家の文書に残された同内容の控文書⁽¹⁸⁾から布達をめぐる政治的背景の一端を知ることが出来る。それによれば、当時の出入司であった森儀兵衛が斉邦に「郡村等之儀」を献策するなかで、「財用向儉ニ儉約」すること、それを斉邦の「内存」に基づくものだとして発令すべき事を献策していた。斉邦も「尤至極」と賛意を示したのであった。ここでの「郡村之儀」とは飢饉状況に対

処する地方行政の事であり、「財用」とは藩主家や家中の扶持米や役料などを指すと考えられる。倭約令の目的は、武士層の出費を抑え、在村救助の資金を確保することにあつたのである。

この倭約令と関わって注目されるのが、天保4年12月8日付の出入司吟味書である⁽¹⁹⁾。それによれば、「郡村係り」であつた森儀兵衛が飢饉状況を踏まえ、「是非郡村御財用と両輪」にすべく意見書を提出し、斉邦はこれを受け入れ天保四年の本金買米を免除したという。それを受けて出入司衆は、今後とも本金買米を免除し、領内での米穀流通を自由化して、そこで成立した市場価格に基づいて買米を行うことを主張した。そのことにより、かつて「獅山様」（伊達吉村）の時代に領民から「御恵金」と呼ばれていたような「古法」に復することが出来ると主張したのであつた。森ら出入司衆は、藩主家の儀礼や公儀役の出費が増大し、大坂商人等から買米を担保とした借財を行うことで、買米を割り付けられた領民の負担が増大していると指摘していた。郡村立て直しのため、「七ヶ壺八ヶ壺」の利益となつても、郡村の利益を確保することを主張したのであつた。

森らの献策が、芝多対馬と小松新治が罷免された直後に議論されていることは、財政をめぐる藩内での政策対立を示唆しており興味深い。一方、斉邦はその後、前述した天保5年3月の挨拶書で「財用」を「古法」に復することを宣言していた（第5条）。ここでの「古法」とは、森ら出入司衆の買米制度改革論をふまえたものである可能性は高い。仙台藩財政の根幹をなす買米制度の天保期における展開については今後本格的に検討される必要があるが、斉邦が飢饉状況を踏まえ、藩官僚たちとの議論を通じて財政改革に取り組もうとしている状況がうかがえよう。

ところで、万右衛門の記録には、天保5年から6年にかけて森儀兵衛と増田菊之助（主計）が中心となつて、大坂で蔵元商人に関する交渉を行ったことが記されている。天保5年10月6日、増田と森ら役人衆の大坂表出立について、万右衛門は彼らが「屋形様思召」により「升屋平右衛門不都合ニ付、御蔵元被指除候段、御断」と、斉邦の意向を受けて升屋を蔵元商人から罷免するためにに出向いたとしている。升屋平右衛門とは、いうまでもなく仙台藩蔵元商人を務めた大坂の豪商である⁽²⁰⁾。文化6年（1809）には「升屋札」と呼ばれる藩札の発行元ともなっていた。森と増田は、翌天保6年（1835）1月28日に同じ大坂の掛屋であつた米屋平右衛門を御用達商人とすることに成功し、それぞれ10貫文（100石）づつの加増を受けている。米屋は同年8月20日に蔵元を仰せつけられたのであつた。

万右衛門が記した蔵元商人の交代に関しては、前述した買米制度改革と関連したものだけでも評価できよう。仙台藩と升屋との関係については、文化12年（1814）に借財の返済をめぐる関係が紛糾した後、升屋が国元での財用や鉱山資源の購入権の獲得など藩財政への関与を深めていったとの指摘がある⁽²¹⁾。このような関係は文政・天保期にも継続しており、斉邦はそのような状況を断ち切ろうとしたということであろう。交渉に森儀兵衛を当たらせているこ

とも、同人が提唱したという買米制改革との関係を想起させる。増田と森は升屋を罷免し、代わりの蔵元商人の確保にも成功した。斉邦の期待に見事に応えたといえよう。

増田菊之助の奉行昇進

森とともに大坂での交渉に当たった増田菊之助（8）は、天保6年（1835）10月20日、江戸表で奉行職を仰せ渡されている。大坂での交渉成果が斉邦に高く評価されたことによるものだと考えられる。増田の出世については「誠ニ口来稀なる出世立身」と驚きを示している。

増田の履歴については別途まとめたとおりであるが、注目されるのが万右衛門とも関係の深かった、仙台藩の朱子学者・桜田欽斎との関係である。欽斎は文化4年（1807）に伊達斉義により藩の儒者となり、同7年（1810）に江戸藩邸の学問所である順造館を設立したが、文化11年（1814）年から学頭の大槻平泉が進めた養賢堂改革と対立して下野していた⁽²²⁾。この欽斎と増田との関係については、天保8年8月と思われる、欽斎が増田に宛てた書状の写が伝わっている⁽²³⁾。その中では増田の昇進に対して「仕官之輩」から羨望が向けられるとともに、「御若年より御勉学被成下候御益も不少と一統御嚙仕候」と、増田菊之助の出世は下級藩士の目標であり、学問が出世に結びついた成功例として評価されていたのであった。

斉邦と学問との関係については、天保5年3月25日に養賢堂に出向いた際、大槻平泉の門人である養賢堂指南役・宮崎友輔から『近思録』や『小学外篇』の講釈を受けた際、自ら講釈すべき箇所を指定したとの趣旨の記載が見られる。このとき自らも算術書を披露したことについては記録していない万右衛門であったが、斉邦の様子については「往古より無之事ニ御座候」と驚きとともに好意的にとらえていた。また、同年4月11日には、「始めて桜田周輔（欽斎／筆者注）に持講せしむ」⁽²⁴⁾と、斉邦が下野していた桜田欽斎を招いて学問を講じさせたとの記録もある。斉邦は養賢堂の学者たちだけではなく、天保5年時点では藩との関係が疎遠になっていたと考えられる桜田欽斎をも招請したのであった。様々な学者から知識を獲得し、藩政に生かそうとする姿勢がうかがえよう。

このような斉邦の動向を考慮すれば、増田の昇進は単に大坂表での財政交渉に成功したということにとどまらず、藩士たちからの評価と同様、斉邦が増田の学識を高く評価したものであった可能性が高い。増田とともに加増を受けた森儀兵衛が関わった俵約令や買米制度改革が、斉邦の学問意識とどのように関わっているのか、万右衛門の記録から、斉邦自身の動向やこの時期の仙台藩政を考える上で重要な論点が導かれたといえよう。この点は今後の課題としたいが、一つ確認しておきたいのは、斉邦が排除した「芝多派」官僚たちの中にも学問に精通した人々が含まれているという点である。桜田欽斎の門人であった若林三郎左衛門や佐伯三左衛門、孟子の「均の理念」を援用した荒井東吾、儒学の注釈書を著している伊東太輔である。天保期の藩内の政治構造については、学識の有無や学派の違いで区分することは出来ず、共通認識を

持った人々が実践をめぐって議論するという視角から分析する必要があるといえよう。

一方、増田および森の加増・昇進に対し、批判的な意見も藩内に存在していた。万右衛門は、天保6年7月中旬ごろの出来事として、江戸藩邸と思われる「江戸御門」に張られた落文を記録している。一つは「おさな子を たまして知行 取り増田〈菊之助を云〉 しの田の森と〈儀兵衛を云〉 人ハ云なり」というものである。文化年間以来蔵元商人を務め、「升屋札」への信用が確保するだけの資金力をもった升屋の罷免については、藩内に異論や批判も多かったことであろう。その交代の中心となった増田と森について、「おさな子」（斉邦）を騙すような政策だという批判である。ここで斉邦が何も知らない幼子に隠喩されていることから、斉邦が若年であることを理由に、その政策能力に否定的な見方が藩内に存在していたこともうかがわせる。もう一首の「儉約の すへハ焼味噌 とふからし 馬鹿家老して 下かちゝまる」については、森の献策を契機に実施された10万石格への儉約令が藩主および家中関係の市場を縮小させ、江戸（および領内）の不景気をもたらしたことを暗示している。万右衛門は、斉邦が「御仁君」にもかかわらずこのような落書をされ、さらには天保4年凶作や、天保6年の大地震に見舞われる状況に納得がいかず、「佞臣」の存在にその理由を求めていた。万右衛門が言うところの「佞臣」が藩内のどの人々を対象としているのかはさらに検討が必要だが、芝多派の排除の後に藩政を主導した増田や森の政策もまた、藩内や世論の批判にさらされていたのである。

以上のような政治状況の中で、仙台藩は天保7年の天候不順と、それにとまなう天明4年以上とも認識された凶作に直面することになったのである。

藩主直書と藩士・一門衆の議論

天保7年（1836）8月16日、天候不順と凶作に対する危機感が高まる中、伊達斉邦の「直書」が発せられた。飢饉以前からの「四民」の驕奢や財政難、さらに連年の凶作は、登米から相続した自身の「不徳不才」によるとの自己批判をしている。その上で今後7ヶ年間の儉約令とあわせ、藩政機構内部、さらには無役の藩士や献金などで知行を与えられた有力百姓を指す「凡下扶持人」にまで意見上申を許可したのである。議論の内容は藩士の儉約や領内の町村行政、さらには「財用之儀」や「我等（斉邦／筆者注）不行届之儀」と、藩主の動向も含めた藩政全般に及んでいたのである。

斉邦自身が親政を志向しつつも藩内での議論を積極的に行わせようとしたことは前述したとおりである。ここでは天保4年を上回る凶作による危機の中で、斉邦は自らの立場を絶対視するのではなく、「国家万民之ため」となる政策について、献金が条件とはいえ領民にも開放し、身分を越えた議論を通じて藩の一体感を確保しようとしたのであった。そのことを踏まえ、飯沢常治のように斉邦に「御救助方存慮」を献策することで出入司に昇進する者も現れていたの

である。斉邦の直書が単なる号令ではなく、実際の政治過程の中で機能していたことを示している。

しかし、議論の解放により、斉邦や藩執行部に対する批判もまた活発化したと考えられる。万右衛門の記録には、天保7年11月26日に、一門衆である石川大和（宗光、角田2万1380石）、伊達東五郎（藤五郎邦実、亘理2万4353石）ほか一名が「屋形様へ御政事向」の申し入れを行ったとの記載がある。具体的には「増田主計殿御取行不訳之所」と、増田主計（菊之助から改名）による政治運営に対する批判であったという。奉行などの役職に就くことはなかったが、藩政の非常時に発言権を発揮したという伊達家一門衆が、ここでは斉邦による議論の開放という状況を背景にして藩政の表舞台に登場してきたのであった。

一門衆による批判の具体的な内容については不詳だが、万右衛門の記録から関連すると思われるいくつかの事実を指摘しておきたい。収穫皆無となった万右衛門の知行地も含め、全領内が凶作となるなかで、7月からは食糧確保のための大規模な他国米買入が行われたのは前述したとおりである。資金としては城下町の有力商人や地域有力者層からの献金があてられていた。その後、勘定奉行に登用された大町商人・佐藤助右衛門の発案により実施された、領内有力者を講主として富くじ方式で資金調達を行う万人講によって御用金が調達されていたことは前述したとおりである。その一方、天保7年9月には桜田欽斎の甥で儒学者であった桜田良佐が出入司に登用され、大坂での借財交渉に当たっている。大坂での交渉の具体像は今後の課題だろうが、同月12月4日には交渉失敗の情報が仙台に伝わっていた。結果的には升屋の罷免が裏目に出て、緊急時の資金確保に支障を来していたということであろう。一方、これに先立つ9月23日の記事では、同年の年貢については「御分領中飢民御救助」のための備蓄米とすることを、斉邦が代官衆を登城させて直接命じたという。斉邦の領民救済に対する積極的な姿勢が現れているが、一方で扶持米に依存する下級藩士層にとっては、凶作下での収入減、ひいては生存の危機を意味していた。一門衆による増田批判は、このような状況をふまえたものだったと考えられる。

小松新治の再登用と斉邦の意識

万右衛門の記録によれば、天保8年2月5日、出入司であった桜田良佐の屋敷に、地方行政を担当する郡奉行と代官が呼び出され、飢饉救済に関する重大な通達がなされている。今後の飢饉救済および当年の「作立」、作付に必要な種籾などの支給に必要な資金の目処が立たないため、今後はそれぞれの管轄において「世話行届」くように指示するものであった。その際、森儀兵衛や山崎源太左衛門、桜田良佐はごく簡単に慰労の言葉を発したのみであったという描写も見られる。藩財政方ではついに救済及び耕作復興の資金繰りに行き詰まり、今後の救済対応を郡方の現場役人に一任する形としたのであった。万右衛門はこのような対応について、「人

事ハ尽し」たと一定度の理解を示しつつも、窮民たちを「見殺し」にするような「世間」となると悲嘆したのである。

そのような中で、同年3月1日、当時「隠居」となっていた小松新治が、「格別御頼」によって「金石取切」担当の出入司職に復帰した。天保4年に小松を罷免した「屋形様」（斉邦）が認めた人事であり、小松へは300石が増加されるとともに、森儀兵衛と両名で資金確保を行うよう仰せ渡されたのであった。万右衛門は天保4年時点での小松の財政運営を手厳しく批判する一方、森と増田による施政については比較的冷静に受け止めていた。具体的には今後さらに検討したいが、買米制をめぐる対応など政策の相違点が存在したと考えられる森と小松の両者が、藩財政の責任者として並び立つ状況を、万右衛門は理解しがたい状況として当惑して受け止めていたのだといえよう。一方で万右衛門は、当時の藩内に小松の再登用を歓迎する「小松最眞之者」がおり、彼らの中で詠まれたという「桜花 吹ちる路に 小松植て 栄行御代の 末そたのもし」との狂歌を書き留めている。万右衛門は小松が登場しても状況が変わらないと批判的な評価をしているが、小松が天保4年12月に罷免された後も、その財政手腕に対する根強い期待感が藩内に存在していたことを伝えている。そのことが小松に再任を懇請する背景となったといえよう。

この人事と関わって、当時の伊達斉邦の心情をうかがうことの出来る2通の書簡が伊達家文書中に現存している。以下簡単に紹介したい。

一つは、宇和島藩主として当時藩政改革を成功させつつあった⁽²⁵⁾、同藩7代藩主伊達宗紀からのものである⁽²⁶⁾。天保8年3月12日付けの宗紀の書簡は、斉邦が宗紀に「此後御賢慮御主意」を打ち明けたことに対する「御再答」であった。斉邦が宗紀を改革の先達として評価し、積極的に交流を図っていたことがうかがえる。宗紀の書簡からは、この時期斉邦が「急之御手当御配慮」や「耕作御制導専ニ御指揮」、すなわち飢饉救済や農業復興を大きな政策課題として認識していたことが明らかになる。万右衛門が憂慮した点について、斉邦も十分に状況を認識し対応に腐心していたのであった。斉邦はそのため「近賢遠佞」と、側近に有為の人材を確保しようとしていたという。その一方で斉邦は、藩主の早世が続いたため領国に「御徳化」が行き届いていないとの憂慮を宗紀に相談していたこともわかる。これに対し、宗紀は斉邦の政治意識を「国家之大幸」と高く評価していた。その一方、斉邦が飢饉状況の中で「第一に富、第二に教」と、経済を最優先しようとする「御賢慮」を示したことに対しては、「衣食足知礼節と申如ニ而、朝夕烟立兼候而は、教も難行届理」であると理解を示しつつ、「富而無教」では「禽獸」同然であるとして、「教」と「富」の両方を交えた「今日之御指揮」の必要性を助言したのであった。

斉邦が領国の現状を踏まえながら「教」と「富」のバランスに腐心していたという内容は、斉邦が目指した施政の一端を示している。小松を罷免し、10万石格の儉約や「郡村潤助」の

ため領内の自由な米市場を前提にした買米制改革を述べた森儀兵衛や、桜田欽齋門人でもあった増田主計の登用も、この斉邦の意識を反映したものである可能性は極めて高いといえよう。斉邦の親政宣言に端を発する、仙台藩のまさに「天保改革」ともいうべき政治動向や、その中で斉邦の政治意識については引き続き考察を進めてゆきたいが、天保8年以前の斉邦は「教」に基づく施政を目指していたが、領民や家中の者たちが生命の危機に直面するなかで、「教」を後回しにしても「富」の確保を目指す政策へと転換したということは少なくとも指摘できる。小松新治の再登用はその画期となる出来事であったと考えられる。

斉邦の意識をさらに明らかにするのが、彼の実父である登米伊達家当主・伊達長門宗充からの書簡である⁽²⁷⁾。斉邦から小松新治の再任について詳細に「御意」を伝えられた宗充は、小松が斉邦の「思召之通」に「財用ニ長」けた者であることは「衆人」も心得ており、斉邦が「已前のそ忽者被相捨」てて「ヶ様之節」に再任したことを「実感心」と高く評価していた。「已前のそ忽」とは、天保4年飢饉をめぐる小松への世論や、そのことをふまえた斉邦の小松に対する評価を指すと考えられる。実父として斉邦を気遣う気持ちが含まれていることを差し引いても、目前の政策課題に対処するため合理的な人事を行う斉邦の姿をうかがうことが出来よう。

増田主計の失脚

その一方で、政治的立場を失っていったと考えられるのが増田主計である。前述した天保8年8月と思われる桜田欽齋から増田宛の書簡には、増田が「御任職」以来、誹謗や「落書・張札・種々呪」の対象となるとともに、「在仙之御一門衆」から「難止御上言」を受けていたことがわかる。万右衛門の記録に記された政治状況とも合致する内容であることから、実際の増田の政治的立場を示すものだといえよう。さらに欽齋は、天保7年8月の斉邦直書をうけ自ら「即刻存寄之儀」を申し上げたにも関わらず、増田は欽齋の意見に対して、それ以後も何らの発言も対応もしなかったとして叱咤していた。増田が藩内で徐々に発言権を失う状況が垣間見える。その増田が江戸藩邸で切腹したのは、万右衛門の記録によれば天保9年（1838）1月18日のことであった。

万右衛門は、増田が「屋形様御一慮^(カ)御思召」と斉邦の強い意向で登用されたことを確認した上で、その急死の一報に接して動揺したとも解釈できるような感想を記している。とはいえ、万右衛門は増田の死について仙台表において「不残悦候」というような反応だったことを記している。増田の失脚を歓迎するような世論が圧倒的多数を占めていたのであった。関連して、前述した中島播磨の意見書では、増田の失脚の原因について次の3点を挙げている。天保4年の藩主下向にとまなう人事が増田の「申上」によるものだと評されていたこと。出入司として大坂表で蔵元（升屋平右衛門）を罷免したが、その後天保6年大地震や天保7年凶作などの「不幸凶歳」が続いて「極御難儀」に陥るなかで、増田が「衆人」から「怨」をうけたこと。「執

政」に抜擢されたものの「志を同じ」くするものがなく「独立」していたというものであった。天保5年以降の増田の政策は大きな批判を招いていた。その結果、天保7・8年飢饉に際して救済資金の確保に失敗し、人々の生命を脅かした責任者として認識され、藩政機構内部と領内の世論双方から支持を失っていたという状況を想定できよう。また、地震や天候不順による凶作という自然現象に起因する社会変動が、増田が進めた政策を結果的に頓挫させたという点は、環境変動が現実政治に及ぼす影響を考える上でも重要な事例である。

万右衛門は増田の記事と対比するように、天保9年1月28日に、小松新治がかつての蔵元商人であった大坂の升屋平右衛門方に蔵元再任と融資の依頼に出立したことを記している。万右衛門にとっては、二つの出来事が藩政の変化を示す象徴的な出来事として認識されたことを示していよう。

なお、小松のその後の動向については万右衛門の記録から確認できない。一方で天保10年4月、小松左衛門が亡父新治(11)の「負債の年賦とするの功」を称されたとの記録がある。むしろ、これは小松新治が大坂なども含めた藩の債務軽減に成功したことを指すものであろう。斉邦が目前の危機に対して「教」から「富」重視へと転換する中で行われた小松新治の再登用は、一定の成果を挙げたということであろう。

3 危機への対処—天保9年以降の人事と藩政

斉邦への期待と藩政への不信

小松新治の再登用は、万右衛門が記した「小松鼻眞之者」の存在を背景にしたものであった。これと関連して、増田が死去した後に「御国家之機密」について献策を行った中島播磨の意見書⁽²⁸⁾があらためて注目される。禄高や家格にとらわれない人材登用、議論の活発化、士風の引き立ての必要性を主張するものであった。その主たる内容が伊東太輔の登用であったことは前述したが、その中で中島は目下の藩政の状況について「天保四年御改」の際には「人心も大に奮立」ったものの、若林三郎左衛門らを「相除」いたことでその勢いが低下していると評している。斉邦の親政が人事により行き詰まっていると主張したのであった。さらに中島は、「貞山様」(伊達政宗)が「御万苦」を労して「御開業」した「御国家」を「御中興」し、「万民之父母」として「万民塗炭之苦シミ」から開放するため、「権道」を用いるべき時期だとした。その上で、斉邦が人材登用に際して奉行衆に「御遠慮」することなく、また藩政全般において「御国家」と「其事之軽重」をはかり、「義之重き方」へ「御果断」すべきことを献策したのであった。

中島の意見書は、その中で登場する伊東や若林の立場を踏まえれば、「芝多派」の巻き返しとも評価できる動向である。一方、斉邦に「権道」を用いるべしとの主張からは、斉邦が藩内の融和に配慮し続けている状況もうかがえる。天保4年から5年にかけて奉行衆との「一和」に腐心した斉邦は、天保8年以降は「富」と「教」の両立、さらに「権道」の行使を求められるような状況に直面していたのである。

ところで、増田の失脚と中島の意見書が提出された天保9年、仙台藩ではまたしても天候不順に直面することとなった。万右衛門の記録には、斉邦が天候回復の祈願を命じたことが記される。斉邦は6月27日に瑞鳳殿、7月1日には一ノ宮（塩釜神社）に「思召之御参詣」を行うとともに、真言宗13か寺に天気祈祷を命じたという。万右衛門は、斉邦が「御心痛」して参詣を行ったとする一方、奉行衆については「心痛薄之由」と天候不順による社会の混乱に無関心だと批判する評価が広まっていたという。また塩釜神社参詣に際しては斉邦が3日間斎戒沐浴をして参詣しており、その結果天候が回復したとして「人氣能」くなり、市中に米穀が出回るようになったとも記している。天保7・8年飢饉を経た後も、斉邦は自然の統御も含めた社会の混乱を回復する力量を持つ存在として、仙台領の人々から強い期待を集めていたのである。

芝多対馬の復帰

天保7・8年飢饉を経た仙台藩では、他領米購入による救済実施の代償として正貨が領外へと流出し、藩札の信用不安と物価騰貴に直面していたことは前述した。小松新治の再登用も、その状況への対処の一環であったと考えられる。一方、天保9年12月には仙台北下町近在の五郡⁽²⁹⁾でも初めて買米制が実施されることになり、城下町での米穀不足を引き起こしていたという。正金確保のための買米強化は当時の状況からすればやむを得ない選択であった。しかし、天保5・6年時点で斉邦が買米制改革を通じて目指したと思われる、領内での自由な米穀流通と逆行するような政策が実施されていたのである。

一方、万右衛門は天保10年（1839）9月20日に出された藩士の借財の元延令（返済猶予）に際して、「不法之触出」として怒りをあらわにしている。万右衛門によれば、文政8年（1825）以降天保10年まで8回の「元延之御触」が出されたとして、今後家中への金融は一切無用であるとの「愚見」を記していた。藩校養賢堂の「倍合方主立」としての立場とともに、万右衛門が生活維持のため藩士相手の金融を営んでいた可能性も指摘できる。禄高5貫文の万右衛門がどのようにして資金を確保したかは確認できないが、解説1で述べた藩士層への備蓄米調べの際に、万右衛門が毎年新米と古米の入れ替えを行っていた旨の記載があることから、その際に相場を見極めて米穀販売を実施していたという可能性もあろう。藩が通達した返済猶予の目的は、知行米や扶持米を抵当にしていることが多かったと考えられる下級藩士層の救済にあ

った。しかし、万右衛門のように、そのことで逆に生活の危機に直面する藩士層も存在したのであった。

同年12月末には、もはや「御救無理」との悲観的な世論が広がる中で、「俗世間之唱」として、カタカナの「イ」の字になぞらえて「上」が「ノ」の字のように曲がっているという「御政事」への批判が高まっていたという。このような状況で「他国」にまで仙台での「御政事不相当」の評判が広がっているとも認識されていたのであった。

そのような中で、天保11年(1840)6月19日、芝多対馬が奉行職に復帰する。芝多の再任についての万右衛門の評価は手厳しい。天保4年に家中や「御下々」がその罷免を歓迎した人物が復職することに失望するとともに、「屋形様御不仕合」であると、そのような人物を用いなければならない齊邦に同情を示していた。一方で、「世上」の評価としては芝多が齊邦に「御詫」をして再役されたとする一方、その復帰で「御下々」の間に不安が広がったこととされている。万右衛門は芝多がどのような「暴虚」を行おうとも、藩札の信用回復や大坂で「御立入人」を確保することは不可能であるとその手腕を疑問視する一方、芝多の復帰は当時の奉行職に人材がなく、自らの責任を回避するため、芝多に政治運営を一任したと批判したのであった。

万右衛門ら下級藩士や領民たちは、芝多の再登場を奉行衆を筆頭とする藩政機構の限界に求めた。しかし、小松新治の復帰をめぐる齊邦の意志やその後の人事動向をふまえれば、芝多の復帰にも齊邦の意志が反映していた可能性が高い。領内経済の混乱收拾のため正金確保が最重要課題となる状況の中、批判の根強い人物を登用するという政治的決断を行ったと評価できよう。

奉行職復帰後の芝多対馬

奉行職復帰後の芝多の動向について、万右衛門の日記からはまず人事の動きを確認できる。天保11年7月15日には町奉行の玉虫勇蔵を出入司に転役させているが、このとき城下町では「大悦」と歓迎する声が多かったという。これは前年9月、城下町において藩札とともに高騰していた銭相場をうけて、徹底した困銭の摘発が実施されたことに対する不満を反映したものであろう。同年10月28日には佐藤助右衛門を吟味役から郡奉行に転役させているが、天保7・8年飢饉に際しての救済策で「お助け様」と称されていた佐藤の登用とあわせ、芝多が藩政機構に対する領民の評価に一定程度配慮した政策をとったとも評価できよう。一方、佐藤助右衛門の登用と同時に「芝多大夫存慮」として登用された古山七左衛門、荒井東吾、白石升は、天保5年1月の就任直後に齊邦が罷免した郡方吟味役の人々であった(白石升は除く)。芝多と関係の深いと思われる、民政家としての性格が強い人々が地方支配の要職に配されたのである。

芝多の具体的な政策については、万右衛門の記録には断片的な事実が記載されているのみである。その中では、出入司に登用した玉虫勇蔵により、江戸薬種問屋の近江屋茂兵衛との間で

砂糖などの菓種類と、領内の菓種及び他の産品との交易の交渉が行われていることがわかる。国産品を江戸で売却し、その利益で砂糖などを仕入れ領内で販売することで、江戸と領国の双方で利益確保を目指すというものであろう。政策の帰結は今後の課題であろうが、天保期には生糸や紅花などの専売が志向されたとの指摘もあり⁽³⁰⁾、産物交易を通じて正金確保を目指したという方向性は確認できよう。

芝多の動向として万右衛門の記録からある程度追跡できるのは、芝多による大坂表での蔵元商人確保の交渉である。万右衛門の記録には、天保 11 年 9 月時点での江戸や大坂での借財交渉をめぐる風評が記されているが、いずれも芳しいものではなかった。江戸では「株柄分限之者無之、山師者計」と、名のある商人層からは相手にされず、「山師」に例えられるような資金力に疑問のある人々のみが名乗り出る状況であった。一方で、大坂からの出金は一切なかったという。飢饉以前からの累積債務に加え、天保 5 年に斉邦の意志で行われた升屋平右衛門の罷免をめぐる、大坂商人の間に不信感が広がっていたということであろう。万右衛門は江戸での資金確保に失敗した場合、もし明くる年が凶作となれば「御国之御不幸」に至ると悲観していたのである。

そのような中で、芝多が出入司以下の役人衆を引き連れ自ら大坂に出張したのは、翌天保 12 年（1841）1 月 25 日のことであった。大坂への「御土産」など総額で 1 万両ほどを投じて交渉に当たることになったという。とはいえ、その直後の同年閏 1 月には、大坂の商人たちが「新出御用立金不仕御覚悟」と、仙台藩に対する新たな融資を拒否する姿勢であるため、交渉は失敗するだろうとの悲観的な噂が藩内に広まっていたのである。一方、万右衛門は「御先代様」までは「家老」自らが借財のため交渉に出向くということにはなかったとして、芝多の動向を「大笑」だと手厳しく評していたのである。

そのような予想に反して、芝多は大坂商人・炭屋彦五郎を江戸及び国元での蔵元とすることに成功した。同年 3 月 19 日には大坂表で炭屋彦五郎を筆頭とする 5 名の大坂商人が関連する役職に任命されたのであった。蔵元たちとの交渉の具体像については、1 万両もの資金がどのように利用されたか、あるいは炭屋ほか大坂商人の事情も含め検討が必要である。とはいえ、万右衛門が記録した範囲においても不利な状況が重なる中で、蔵元商人を確保した芝多の交渉手腕については一定度評価する必要があるだろう。蔵元商人の確保という点に限れば、正金確保のため芝多を再任するという斉邦の政治的決断は的中したのであった。

斉邦急逝と藩政の転換

炭屋の蔵元就任により、正金確保を通じた領内の混乱収集に道筋がついたかに見えた。その状況が再度転換したのは、天保 12 年（1841）7 月の斉邦自身の急逝であった。7 月 24 日に江戸での「御卒去」の報が同月 28 日に早飛脚で到着し、すぐに鳴物停止が触れ出されたという。

斉邦の政治手腕に期待を寄せ続けたと思われる万右衛門は、これとあわせて実際には7月2日に「御卒去」との情報を記し、悲嘆している。

斉邦の死去は、即座に仙台領内の経済に反映した。仙台城下町では、同年夏からこの時期、城下町住民から合計で手形6万両あまりの正貨引替願いが出されていたという。この前提の一つが、炭屋の蔵元就任であることは確実であろう。ところが、葬儀など「御大変之御遣方」により引替が一切中止されたという。葬儀需要を見越してか白木綿の物価も上昇したという。親政を志向して藩政に取り組みながら、最後は自らの死によって、意図せざる領内の経済的混乱を引き起こすことになった斉邦の心情はいかばかりであったらうか。

一方、藩主の交代により仙台藩政は新たな局面を迎えることになる。その一つが、天保13年(1842)9月30日の芝多対馬の罷免である。斉邦を継いで13代藩主となった伊達慶壽(慶邦)が国元に下向した直後のことであった。万右衛門は、その罷免の理由についての世評を次の様に記している。芝多が「山師ヲ旨」として「出入之諸役」から金品を集め、家作や大小の刀など装飾品を「美麗」にしたこと。「松井栄蔵」のような「悪人他所者」を「師匠」として「財用」を委任したこと。古山七左衛門(当該記事では「七右衛門」と誤記)を出入司に登用し、伊達郡や越後で正金15万両を調達するという「空」を申し立てたというものであった。芝多失脚後の仙台藩政について、万右衛門は芝多の失脚後、「遠藤大蔵殿御取切ニ相成」ったと記している。天保8年から奉行職の座にあった遠藤大蔵が中心となって運営することになったのである。

芝多失脚の理由の中で挙げられた私腹を肥やして屋敷の美麗を尽くしたという点について、芝多の屋敷地の状況を、芝多対馬の子息と考えられる奉行・芝多民部常則が万延元年(1860)4月に罷免された際の状況からうかがうことができる。芝多民部は仙台藩安政改革⁽³¹⁾の中心となった人物だが、仙台藩士猪狩章の日記には、その失脚にともない万延元年(1860)4月26日に若林(仙台市若林区)にあった芝多の下屋敷が収公された際、「家作の壮麗言語に絶し、庭前の拵実ニ筆端ニ尽くしかた」い様子を、庭園の具体的な描写とともに記されている⁽³²⁾。このことは、芝多が2代にわたって役得の確保を行ったことを裏付けているかのようにも見える。しかし、寛政期の状況として指摘されるように、私邸を役宅として用いる必要のある仙台藩士にとっては、屋敷の普請は格別に留意すべき事柄であり、知行主としての経営課題であった⁽³³⁾。特に専売制をめぐる商人との関係など、何らかの不正の存在を完全には否定できないものの、そのことを即座に芝多対馬の政治的評価に結びつけることには慎重になる必要があろう。むしろ注目されるのが、記事の中で名前が挙げられている古山七左衛門と松居栄蔵の動向である。

古山七左衛門については、前述したように小松新治の意見書「古伝秘録」を受け継ぎ、「自己之勘弁」を書き加えた人物である。万右衛門の記録によれば、古山は出入司を罷免された後、

「本役」(元役)の郡奉行に復帰し、「押強ク」勤務に当たったとの評判が「人々」の間に広がっていたという。古山はなぜこのように職務に固執していたのか。その点については、古山が記した「自己之勘弁」⁽³⁴⁾から推測できる。ここで古山は、郡奉行として実施していた耕地復興について具体的に記している。それによれば、古山は赴任地と思われる桃生郡深谷(石巻市旧河南町および東松島市)において、天保11年(1840)から奉行・大條監物の許可を得て「起返役所」を設置し、飢饉で荒廃した田地の復興に取り組んでいた。資金は「志願調達金」、すなわち領内百姓からの献金でまかなうものがあった。価値が下落していた手形(藩札)とはいえ7万両近くも資金が確保され、そのことで手形自体の相場が高騰するほどであったという。特権獲得という点以上に、復興に対する意識の高さと、古山の資金調達策の巧みさをうかがうことができる。ところが、その資金を古山が私的に流用しているという「雑説」や、政策の中心である古山への「妬心」が生まれる状況となったという。天保14年(1843)に古山は転役させられるが、古山自身は「世上の風聞」に配慮した「重役」の意向であったと理解している。古山の罷免と共に「起返役所」も廃止され、集められた資金は「御財用方」や「両替所」に流用され使い果たされたという。

その古山が行っていた桃生郡深谷での荒所開発に先行して関わっていたのが、「悪人他所者」と評された松居栄蔵であった。上州大間々(群馬県みどり市)出身で、信夫郡福島(福島県福島市)に出店していた松居は、文政6年(1823)より仙台で家中や郡村の百姓を対象に金融業をいとなむ一方、領内で自己資金により藩の買米相場より高額な価格での米穀購入を実施し、浦賀への廻米を行っていたという⁽³⁵⁾。さらに松居は天保9年(1838)以降、桃生郡前谷地村の豪農斎藤善右衛門による荒所開発に投資していた⁽³⁶⁾。古山が伊達郡金主を相手に行おうとした15万両の資金調達は、桃生郡深谷での新田開発の実施、そのことによる松居栄蔵との関係を前提に、屈指の養蚕地帯であった伊達郡商人から復興資金の調達を図ろうとしたものだったとも推測されよう。

古山は桃生郡深谷での事業について「五十年」がかりの開発を展望しており、7万両の資金があれば、「御当君様」(伊達慶邦)の在世中に開発を成就できると意気込んでいた。しかし、開発は中断を余儀なくされたのである。天保14年の資金転用については、同年の将軍日光参詣や、上野寛永寺の徳川家斉墓所の造営といった公儀役を果たすために不可避な状況もあった。問題は「世上の風聞」で政策転換が行われたと古山が認識している点である。世論の動向に左右される天保期仙台藩政の状況が改めて確認される。芝多らは天保4年に続き世論対策に失敗したともいえるが、そのことで地域復興策が頓挫したことの影響を考察することも、仙台藩政の歴史的特質を考える上で不可欠であろう。

一方、松居栄蔵については、遠藤大蔵が弘化2年(1845)12月に奉行を辞職したのち、再び仙台藩の「財用方御用達」に就任しており、翌3年8月には自己資金4000両を元手に作立

金を貸し付け、現物での返済を基に領内各郡で貯穀を実施する政策を提案している⁽³⁷⁾。芝多失脚の一因ともなった他領商人の資金を活用した農村復興事業が、幕末期においても試みられていたのである。なお松居栄蔵は安政2年(1855)に死去するが、松居の墓所(仙台市太白区・長徳寺)には、「大肝入中」から寄進された石灯籠と手水鉢が現存している。松居と仙台藩大肝入衆との具体的な関係については今後さらに検討を深める必要があるが、領内の大肝入衆や、彼らが管轄する地域住民からは、松居が「悪人他所者」とは異なる評価を受けていた可能性を示唆するものであろう。

最後に、新藩主となった伊達慶邦に対する評価を確認しておきたい。万右衛門は天保13年(1842)夏頃の状況として、「御屋形様」が幼少より「病身」がちで、「養生」のための御狩や武芸御覧などの「御慰」ばかりを行っており、「下之不通用難義御救之御吟味」がなされているような様子が見られないと記している。慶邦はこのとき18歳、斉邦が天保4年に親政を宣言した時の年齢を3歳上回っていた。慶邦への否定的な評価は、斉邦に対する期待がそれだけ高かったことを示すものである。伊達慶邦については、近年その幕末政局や藩政改革への取り組みが再評価されつつある⁽³⁸⁾。しかし、藩主への就任当初、少なくとも藩内にその能力を疑問視する認識が存在していたのである。藩主としての慶邦がこのような認識を払拭し、家中、さらには領民とどのような関係を築くのか、天保末年の仙台藩における重要な政治課題の一つとなったと考えられる。

おわりに

本稿では、別所万右衛門「天保凶歳日記」から明らかになる藩官僚人事と、藩主伊達斉邦の動向を手がかりに、天保期の仙台藩政についての素描を試みてきた。全体のまとめとともに今後の課題を提示しておくことにしたい。

万右衛門の記録を通じて明らかになった点の一つは、12代藩主・伊達斉邦の動向が藩政におよぼす規定性である。斉邦は天保4年凶作以前から親政を志向しており、凶作による領内の同様と藩官僚への批判を契機に、前藩主の委任を受けていた芝多対馬の影響力排除を試みた。一方、斉邦の親政は官僚制の存在を前提に、藩主も含めて活発な議論を通じて実施されることが前提であった。その中で登用された森儀兵衛や増田主計については、郡村の事情に通じるとともに、増田については仙台藩儒桜田欽斎の門人でもあった。ここからは、斉邦が何らかの政治理念をもって藩政の「改革」を試みたことを推測させる。

その斉邦の政治運営に大きな影響を及ぼしたのが、この時期に頻発した自然災害であった。

天保4年凶作もそうであったが、天保6年大地震と翌年の凶作における救済策への対処の中で、斉邦は一旦は排除した「芝多派」官僚たちを再登用してゆく。目前の政策課題を踏まえ、「教」から「富」の優先へ、さらに「権道」を用いた政治運営へと転換を図ったのである。このような斉邦の軌跡を、その急逝も含め改革に燃える若き藩主の挫折と見るか、あるいは現実の政治課題に対応する中で政治家としての成長と評価するかについて、さらなる検討が不可欠であろう。

一方、この時期の仙台藩官僚層について、芝多対馬と関係の深い人々についても、学識や地方行政の実務家が多く含まれていた。斉邦の親政志向の中で排除され、万右衛門や世論の厳しい評価を受け続けた芝多対馬であったが、実は禄高や家格にとらわれない積極的な人材登用を行っていたのである。一方、親政を志向した斉邦自身も同様の人材登用を行い、さらに議論を積極的に奨励しようとする意向を持っていた。この時期の仙台藩政は知識と経験に富んだ官僚たちの議論を前提に藩政運営が行われていた。さらに、天保7年8月の斉邦直書は、献金百姓たちへも議論の場を開くものであった。その議論の前提としては、万右衛門が「世評」や「評」、さらに「私曰」という表現で記録している世論が大きな影響を与えていたと考えられる。天保期仙台藩の具体的な政策課題の一つは、寛政期から続く藩主家財政と民政との両立であったと考えられる。その上で、天保期に頻発した災害からの復興という新たな政策課題が、人材登用や議論の活発化といった動きをもたらしていたのである。そのこと自体が、固有の政治課題をふまえ新たな政治運営のあり方を模索する天保期仙台藩政の歴史的特質を示しているといえよう。今後、災害復興も含めた藩政の方向性に関する議論の発掘を行う必要がある。

万右衛門の記録には、災害に直面した人々の対応とともに、そこに埋もれた仙台藩「改革」の一端が記されていた。領民、藩官僚、さらには藩主が、仙台藩という地域の一員として災害へどのように対処し復興に取り組んだのか。その過程や政策議論の解明は、一地域の事例研究を越えて、19世紀日本の新たな社会像を考察するための手がかりとなると考えている。今後、さらに分析を重ねてゆきたい。

注

- (1) 齋藤鋭雄「仙台藩役職任免一覧」(『宮城県農業短期大学学術報告』26～29、1979～81)。
- (2) J.F.モリス『近世武士の「公」と「私」 仙台藩士玉蟲十蔵のキャリアと挫折』(清文堂出版 2009年)
- (3) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、43-44頁。
- (4) 前掲註(3)『仙台市史』。
- (5) 「龍山公治家記録」(『仙台市史』(旧版)10 仙台市 1956年 所収年表同年の項を参

照)。

- (6) モリス前掲注(2) 著書。
- (7) 「新沼村郁右衛門記録」(『志田郡沿革史』宮城県志田郡 1912年所収)。
- (8) 「伊達斉邦挨拶書控」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十、史料番号3428)。
- (9) 「伊達氏奉行連署請書」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十、史料番号3429)。
- (10) 拙稿①「さむらいたちの天保飢饉—仙台藩の天保四・五年飢饉と藩士・藩官僚」(『国史談話会雑誌』50 2010年予定)。
- (11) 「中島播磨意見書」(『伊達家文書』十、史料番号3440番)。
- (12) 『源貞氏耳袋』11(源貞氏耳袋刊行会 2008年)、史料番号39・41。
- (13) 拙稿②「天保飢饉からの復興と藩官僚—仙台藩士荒井東吾「民間盛衰記」の分析から—」(『東北アジア研究』14、2010年予定)
- (14) 滝本誠一編『日本経済大典』28(復刻版 鳳文書館 1992年)所収。
- (15) 前掲註(9) 拙稿①。
- (16) 代表的なものとして平重道『伊達政宗・戊辰戦争』(宝文堂 1969年)など。
- (17) 前掲註(2) モリス著書。以下18世紀末の官僚機構についての評価は同書による。
- (18) 「伊達斉邦直書控」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十 史料番号3431番)。
- (19) 「金穀御備立等三ヶ条之留」(『宮城県史』31所収)
- (20) 『仙台市史』通史編5 近世3(仙台市 2004年) 58-68頁。以下文化年間の升屋に関する記述は同書による。
- (21) 注(20)に同じ。
- (22) 鶴飼幸子「大槻家の人々」(『宮城の研究』5 清文堂出版 1983年)。
- (23) 『源貞氏耳袋』13(源貞氏耳袋刊行会 2008年)、史料番号23。
- (24) 「龍山公治家記録」(『仙台市史』(旧版)10 仙台市 仙台市 1956年 所収年表同年の項を参照)。
- (25) 『愛媛県史』近世下(愛媛県 1987年)、683-8頁。
- (26) 「伊達宗紀書状」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十、史料番号3432番)。
- (27) 「伊達宗充書状」(『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書』十、史料番号3433番)。
- (28) 前掲註(10)。
- (29) 具体的には不詳だが、宮城、黒川、名取、柴田、亘理の五郡ないし宮城国分、同陸方および浜方、名取南北の五大肝入区のいずれかを指すと考えられる。
- (30) 難波信雄「幕末における仙台藩の国産統制—幕末藩政改革プランの前提」(『日本文化研究所研究報告』別巻5 東北大学日本文化研究所 1967年)。
- (31) 難波信雄「幕末仙台藩の経済的構造」(石井孝編『幕末維新期の研究』吉川弘文館 1978

年)。

- (32) 「幕末・明治宮城県下見聞録（一）」(『仙台郷土研究』221、1981年)。
- (33) モリス前掲註(2) 著書。
- (34) 「古伝秘録」、前掲注(14) 書所収。
- (35) 安政3年6月「極奉上書」(石垣宏ほか編『翻刻荒井宣昭選集』今野印刷 2002年所収)。
- (36) 難波信雄「幕末における仙台藩の国産統制—幕末藩政改革プランの前提」(『日本文化研究所研究報告』別巻5、1967年)。
- (37) 仙台市史編さん室保管・大竹家文書 整理番号H577。
- (38) 『仙台市史』通史編5 近世3(仙台市 2004年)457-506頁、難波信雄「大藩の選択—仙台藩の明治維新」(東北学院大学『東北文化研究所紀要』37 2005年)